



## 2018年度未処分利益による実質投資金額の修正申告の期限について

財政部北区国税局2021年8月22日付プレスリリース

営利事業者の利益による実質投資を促進し、国内投資を後押しするために、産業革新条例第23条の3の規定に基づく未処分利益課税の減免規定があります。営利事業者は2018年度の未処分利益課税を含む営利事業所得税の申告時以降、利益発生年度の翌年度から3年以内の実質投資(NT\$100万以上の場合)を未処分利益課税計算の減算項目へ計上することができ、5%の営利事業所得税が減免されます。確定申告時に投資が完了していない場合、投資完了日から1年以内に修正申告を行うことが可能です。

財政部北区国税局はプレスリリースにより次のように説明しています。

営利事業者が2018年度の利益により自社の生産又は営業に供する建物の建設又は購入、ソフト・ハードウェア設備又は技術の購入に投資し、2018年度未処分利益の申告後に投資を完了した場合、投資完了日から1年以内に「産業革新条例第23条の3を適用した未処分利益による実質投資明細表」を記入し、投資証明書類を添付して所在地の税務機関へ該当年度の未処分利益課税の再計算及び過大納付税金の還付を申請することができます。

同局は以下の例で説明しています。

管轄地区内のA社は2020年5月29日に行った2018年度の未処分利益課税申告の際に、産業革新条例第23条之3の規定による実質投資金額の控除を適用せず、未処分利益に対する5%営利事業所得税額NT\$550万を納付しました。

その後、2021年6月に関連証明書類を添付して同局に実質投資による控除額合計NT\$1億1千万の修正申告を行いました。同局が審査した結果、A社は2018年度の未処分利益により工場の増築、生産用機器設備、器械等を購入し、最後の投資支出日は2020年11月1日であり、実質投資の範囲、一定の金額、投資日、修正申請期限等の要件を満たしています。そのため、A社の未処分利益に対する追加税額は不要であり、過大となった納付税額NT\$550万を還付すると改めて査定しました。

### KPMG Observations KPMGの見解

産業革新条例第23条の3の未処分利益による実質投資の規定を適用するためには、2018年度以降の利益を使用し、当該利益の発生年度の翌年から3年以内に、経営上の必要性から実質投資を完了し、投資金額が合計NT\$100万以上である等の要件を満たす必要があります。未処分利益課税の申告後に所定の要件を満たした実質投資が完了した場合、権益を守るため、最終支出の投資日から1年以内に税務機関へ過大納付税額の還付を申請する必要がありますのでご注意ください。

# KPMG Taiwan Network

## 台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

## 新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

## 台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

## 台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

## 高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8758 9980 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門 ( 記帳代行、個人所得税、給与計算等 )

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 ( 会社設立、ビザ取得等 )

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

## home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾